

# ☆☆ 子育て世帯臨時特例給付金の申請について ☆☆

- 1 申請先** 南部町役場 分庁舎 子育て支援課  
 本庁舎 住民課(総合窓口) または 万沢支所  
 ※平成26年1月1日時点で、住民票が南部町にある方が対象です。

- 2 申請期間** 平成26年6月2日(月)～平成26年9月2日(火)

## 3 提出書類

○子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)5月下旬頃、子育て支援課から郵送します。

- 本人確認書類  
 住民基本台帳カード・運転免許証・旅券等の写し
- 指定した口座が確認できる書類  
 金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる通帳や  
 キャッシュカードの写し



児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

## 4 給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

## 5 ご注意

- 原則、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で南部町に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市町村により異なります。南部町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

## 6 公務員の方へ

公務員の方で、所属する公官庁において児童手当が支給され、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件を満たす場合は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されます。

勤務先から配布される申請書及び児童手当(特例給付)受給状況証明書を申請期間内に提出してください。

### … 子育て世帯臨時特例給付金とは …

消費税率8%への引き上げによる子育て世帯への影響を緩和するため、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として給付金を支給するものです。

○給付対象者：平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給されている方。

※平成25年の所得が児童手当の所得制限額を超える方は対象外

○対象児童：平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護制度の被保護者は対象外

○給付額：対象児童1人につき 1万円



### 問い合わせ先

#### 【申請方法に関するお問い合わせ】

南部町役場 分庁舎 子育て支援課  
 電話：0556-64-4830(直通) または  
 0556-64-3111(代表)

#### 【制度に関するお問い合わせ】

厚生労働省専用ダイヤル：0570-037-192

①「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに、市町村や厚生労働省(の職員)などがかたった電話がかかってきたり郵便が届いたら、迷わずお住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

